

「港区景観計画(平成 27 年度改定)(素案)」についてのご意見募集結果

1 区民意見募集の実施概要

● 意見の募集時期と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成 27 年 8 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日	13 通 (区ホームページ 8 通、郵便 3 通、直接持参 2 通)	39 件

● 意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

● 資料の閲覧場所

港区都市計画課（区役所 6 階）、区政資料室（区役所 3 階）、総合案内（区役所 1 階）、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

2 意見・要望等の反映状況

①	意見の趣旨を踏まえ、計画素案を修正したもの	4 件
②	意見の趣旨は、既に計画素案で記載しているもの	11 件
③	意見の趣旨は、既存事業などで対応しているもの	10 件
④	意見の趣旨を踏まえ、今後、対応を検討するもの	1 件
⑤	素案の内容に関する質疑など	8 件
⑥	素案の修正は行わないが、意見として受けとめたもの	3 件
⑦	計画に直接関係ないが、意見として受けとめたもの	2 件
	合 計	39 件

	区分	意見要旨	区の考え方	反映状況	素案の関連頁
1	計画全般	全体的に「配慮する」という表現が多いが、具体的に配慮されているかの判断はどの段階で、誰が行うのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例に基づく事前協議では、提出いただいた計画内容に対し、より良好な景観形成に向けて計画上可能な配慮等を誘導するという観点から、区から申請者に対して助言・指導を行っています。 ・配慮の内容については、場所に応じてきめ細かく設定された景観形成基準を元に、個々の計画に応じ、景観アドバイザーの助言を受けて総合的に判断していくこととなります。 ・事前協議終了後の景観法に基づく届出において、景観形成基準に不適合と判断した場合は、区から届出者に対して景観法に基づく勧告が可能です。さらに、形態・意匠に関しては変更命令等も可能です。 	⑤	P25 P133
2	計画全般	<p>景観は街の魅力付けの一つとして重要な要素であると認識しておりますが、一方、都心部における土地は貴重な財産であり、その利用にあたっては安全性・効率性・快適性・事業性等の確保もとても重要となってまいります。</p> <p>説明会において「景観計画は、区域内の建築物の高さ、配置及び規模について強制力を持って規制できない」と説明がありました。</p> <p>この主旨は、景観計画は私権（特に財産権）の制限及び都市計画法や建築基準法の利用を制限するものではなく、建築計画の安全性・効率性・快適性・事業性等を損なわない（利用の制限にあたらぬ）範囲で景観に対する配慮を求めているものと解釈していますが、その認識で齟齬はないでしょうか。</p>		⑤	
3	計画全般	建築等の計画において求める配慮とは、事業者の事業性を確保した上での配慮と理解して良いでしょうか。		⑤	
4	計画全般	説明会において「景観計画は、区域内の建築物の高さ、配置及び規模について強制力を持って規制できない」との説明がありましたが、対象区域内の建築物の高さ、配置および規模とは、間口、形状を含む内容と理解してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基準のうち、形態意匠については、不適合と認める場合は景観法上の変更命令や罰則も可能です。その他の項目（高さ等）については、強制力を持った変更命令等は行うことができません。 	⑤	P133
5	計画全般	全般について、東京都都市開発諸制度など、現行の都市計画法および建築基準法規定で想定する枠組みの利用を制限するものではないと理解して良いでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市開発諸制度等については、良好な景観形成を含め、地域の特性を踏まえた都市環境への配慮や周辺市街地との調和等を前提として適正な活用が図られるものであると考えており、景観計画を含めた指導を行っています。 	⑤	—

6	計画全般	<p>今回の改定内容について、守るべき景観に対する大きな考え方には違和感はありませんが、それを長く維持していくためには、民間の活力が必要であり、それを下支えする事業が必須と考えます。その際の景観を守るための方法は多様で、素案に示されるような一方的な基準ではなく、広く色々な提案を受け入れるような、官 - 民が協働で取り組めるような景観計画にすべきと考えます。基準についても定量的な内容を極力抑え、また記載内容についてもあくまで例示であり、基準にこだわらず広く多様な提案を受け入れる旨、計画案に盛り込んでいただきたくお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基準については、色彩に関する基準を除き、定性的な配慮事項を中心としたものとなっています。今回の改正は、極力具体的な方法を例示することで目指すべき景観についての明示性・共有性を高めることを目的としたものであり、基準の趣旨を踏まえた上で例示によらない配慮の方法を否定するものではありません。 ・協議にあたっては、より良好な景観形成に向けて計画可能な配慮等を誘導するという観点から、個々の建築計画に応じ、景観アドバイザーの助言を受けた上で、適切な助言・指導を行っていきます。 	②	P27 ほか
7	計画全般	<p>この度、景観計画をより実行力の高い内容へ改定することは時宜を得たものであり、賛同します。</p> <p>この度の改定では、これまで内容が抽象的表現に止まっていたことにより、具体的配慮につながる指導・助言が困難なケースが生じていたことを問題視し、きめ細かな内容の拡充が行われようとしています。景観形成基準等を細かく示し、これらを満たすように指導・助言することで、良好な景観形成を誘導することも理解できますが、一律の基準に当てはまらなくとも、個別の工夫により良好な景観形成を図ることも可能です。場合によっては、建築物や地域全体の安全性を確保するために、部分的には一律の基準を満たすことが困難なケースも考えられます。</p> <p>案件ごとに、基準等に示される仕様に代わる工夫を見極め、トータルで判断したうえで、良好な景観形成につながるものを評価できる仕組みを設けることが重要だと考えます。建築物の計画等をトータルで評価することを、例えば制度の活用の方などに示すとともに、それに合わせた助言・指導をお願いします。</p>		②	

8	計画全般	<p>景観は、緑も含めて、維持管理が重要であるが、厳格なマネジメント（管理のための罰則規定のある協定・規約の策定等の義務付け等）がなければ、絵に描いたもちであることは明白であるが、この計画にはその点はまったく触れていないため担保が無い。この計画に順じたマネジメント方策は何を指すのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に関する景観形成基準において「植栽の樹種は、生育環境に適したものであるとともに、周辺の街並みや街路樹と調和したものを選定する。さらに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。」としており、可能な限り将来的な維持管理も見据えた助言・指導を行っています。 ・地域の皆さんが「港区まちづくり条例」の活用等により、協定の締結など身近な景観づくりに取り組む際には、その活動に対し支援していきます。 	②	P28、 P128 ~ 129
9	計画全般	<p>これまでの景観審議会の中でも多くの時間をかけて話し合われていた、「歴史的建造物を核とした景観形成・保全」については、届出対象規模もより厳しくなったように見受けられますが、実際に届出対象となる人達が、様々な申請を役所にする場合に、役所の中での的確な「指導」が出来る仕組みも併せて作る必要があると感じます。「指導」には「強制力」はないからと言っては、美しい景観をつくることは出来ません。</p> <p>こんなに立派な景観計画を作成しているのですから、役所内でも役所の人たちが港区をどういうまちにしたいのか？ どういう景観が美しい景観なのか？ というのを、真剣に考えて共有して欲しいと思います。住民と職員と一緒に考えるワークショップなどをもっと取り入れても良いのではないのでしょうか？ 港区職員の方は、特に港区在住でない方が多いということですから、もう少し住民との距離を縮めるように、感覚を近く出来るような取組が必要だと思います。住んでいる人がいるからまちが成り立つのであって、通っているだけではまちは成り立ちません。この景観計画が施行され、そしてきちんと守られるような仕組みを行政の中でもどんどん推進して欲しいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「歴史的建造物を核とした景観形成・保全」の改正については、届出対象規模の引下げと景観形成基準の拡充により、歴史的建造物周辺の建築計画に対する景観上のチェック体制を強化し、可能な限りきめ細かな基準を設定することで、これまで以上に積極的な配慮を求めていくことを目的としています。 ・届出制度の活用にあたっては、届出前の事前協議を景観条例で位置付け、建築・色彩・緑化等の幅広い分野の景観アドバイザーから助言を受けることで、景観形成基準の一律な運用だけでなく、個々の建築計画の内容に応じた、より実効性の高い指導を行うよう努めています。 ・景観施策の推進にあたっては、区民・事業者・区の3者が良好な景観に対する意識を共有することが大切であると考えています。地域の景観づくりへの支援など、区民参画による景観意識の向上において効果的な方策を今後も検討していきます。 	②	P119 ~ 121、 P131 ~ 134

10	第1章 景観形成の基本方針	<p>全体として、基準値を厳しくしたことや事細かく記載されていること自体は関係者に注意を喚起する意味では必要だと思いますが、「良い景観」とは何か明確ではなく、街の景観を大事にする主旨が明確ではない。このことは、指導する目標が不明確であること意味する。欧米のようにすでに良い町並みとして評価されている街並みに調和させることは意味があるが、我が国はこれから創ることが必要であるため、その目標を明確にしないと、個々は遵守されても、全体としては良い街並みになっていないことになる。また、街並みを重要視するのは、単にその時代の感覚で何となくきれいであることではなく、街としての資産価値を創り・維持向上させることを明確にする必要があり、このことを行政・議会はもちろんのこと区民全体として共有しなければ持続的に街並み形成はできないと思われるが、どのようにお考えか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画では、区の景観特性等を踏まえ、景観形成の基本方針を5つに分けて掲げています。この方針のもとで、景観形成基準として場所に応じて配慮すべき事項等をきめ細かく設定しており、景観アドバイザー等の知見を活かし、指導・誘導に取り組んでいます。 ・景観誘導にあたっては、良好な景観の形成が街としての価値の向上につながるものであり、こうした考え方を関係者が共有することが大切であると考えています。このため、計画改定の機会や表彰制度等の啓発事業を通じ、区民・事業者の意識の高揚に努めていきます。 	②	P13
11	第2章 港区全域で良好な景観を育む	<p>形態・意匠・色彩の一般について、「周辺の建築物等との調和に配慮～」とあるが、そもそも、周辺建築物等自体が景観的に不良であることが多く、それが問題であるのに、それに調和させるという意味が分からない。より良い街並み景観を創り、周辺を誘導するぐらいのイメージかと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「周辺の建築物等との調和に配慮」とは、単に周辺建築物とデザインを合わせるという意味ではなく、地域の自然や歴史・文化を踏まえるとともに、地域によく使われている色彩や材料などの調査などを行った上で、地域・街並みとしての景観に対する配慮を求めた基準です。個々の建築物が各々の感性のみで設計を行うのではなく、街全体の価値の向上という観点を持って設計を行うことを誘導するものであり、その上では、周辺建築物との関係性は重要なものであると考えています。 ・こうした地域・街並みとしての景観特性を認識し、周辺建築物との関係に配慮した上で、周囲を先導するような設計が行われるよう、景観アドバイザーの意見を踏まえた適切な助言・指導を行っていきます。 	②	P27

12	第2章 港区全域で良好な景観を育む	古川沿いに関して、「～水辺空間の魅力の向上に配慮した形態・意匠とする」とあるが、現状の古川の魅力とは何なのか（近くに居住しているが現状では魅力ある水辺空間とはとても感じない）、また、配慮した形態・意匠とはどんなものなのか分からないので分かりやすく示して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 古川沿いの景観形成基準のねらいは、水辺に対する景観資源としての意識を共有することで、水辺を裏手と捉えて背を向けるのではなく、水辺側から見た景観を意識して正面性を持たせた形態意匠としていくことで、段階的に古川沿いの魅力的な景観が造られていくことを目指しています。その趣旨が分かるよう景観形成基準に表現の追記を行います。 古川は区内唯一の河川であり、都心の貴重な水辺空間として大切にすべき景観資源であると考えています。区でも、下水高度処理水の送水や河川の定期的な清掃など、東京都と協力して水質浄化に取り組んでいます。 	①	P35
13	第2章 港区全域で良好な景観を育む	景観として棲み分けが必要。色を入れない場所を作る。緑が多いところには、緑青茶色などに色を限定して、お店のカラーなどの看板の色も限定した色を使ってもらおう。 (例) 新宿サザンテラスのビルで企業の看板が緑で統一されている。	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物については、形態・意匠や色彩などの項目別、屋上広告物や壁面広告物などの種類別にきめ細かく配慮事項を設定しています。なお、特定の地域において色彩を限定するなど具体的な規制を設ける場合は、区民等の発意と合意によるルールづくりを基本的な考え方としています。 	⑥	P39～41
14	第2章 港区全域で良好な景観を育む	新橋や浜松町などの駅前繁華街においては、清潔感ある街の景観を害する性風俗や賭博（パチンコなど）等の施設／看板等が多いが、子育て世帯の増加や外国人観光客の誘致を目指すのであれば極めて不適切であるから、これらの構造物に対する制限の強化を計画に盛り込むべきに思う。	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の表示内容については、「広告物の表示内容は、まちの魅力と価値を高められるようにデザインされたものにする」という配慮事項による誘導を行っています。なお、特定の地域において屋外広告物の設置そのものに対する規制を設ける場合は、区民等の発意と合意によるルールづくりを基本的な考え方としています。 	⑥	P39～41
15	第2章 港区全域で良好な景観を育む	屋外広告について前向きな表現となっはいるが、大規模なものを問題として規制しているが、小さいものでも身近にあり景観阻害への影響が大きいので、大小に関わらず規制すべきである。また、選挙ポスター等に代表されるが、事後処理を義務付	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の配慮事項については、規模の大小にかかわらず対象としており、良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出を誘導しています。 屋外広告物の除却の義務については、東京都屋外広告 	②	P39～41

		けることなども必要であるが、どのようにお考えか？	物条例に規定されており、許可期間等が満了したときは直ちに広告物を除却しなければならないこととなっています。違法看板については、適宜撤去を行っています。		
16	第2章 港区全域で良好な景観を育む	屋上広告は極めて問題であるため、その禁止ができないのか？一部の特別地区だけでは不十分である。「出来るだけ設置を控える」では実効性が無いため、原則、禁止した上で例外的に許可する方向が望ましい。色や表現の多少の工夫では景観阻害自体を阻止できない。P15には大規模建築物等では屋上広告を禁止しておりいいと思われるが、これは今後の計画的な開発には指導できるが、既存のものには手をつけない事を表明しているのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺景観形成特別地区及び浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区における屋上広告物等の規制は、東京都景観計画に基づく規制内容を引き継いだものです。 ・その他の地域において、設置の禁止など具体的な規制を設ける場合は、区民等の発意と合意によるルールづくりを基本的な考え方としています。 ・「大規模建築物等」は、主に都市計画制度や建築基準法上の許可により、容積率等の一般的な形態規制を緩和して計画されるものであることから、一般的な建築物よりも厳しい基準を適用しています。ただし、既存の広告物の撤去までを義務付けるものではありません。 	⑥	P39～41
17	第3章 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む	主要道路以外の敷地は「現行から緩和」とありますが、緩和する必要は無いと思われます。道路沿い以外のおんこ部分の小規模建築でも景観への影響は大きい。むしろ、沿道より大きいと思われるが、影響が小さいと考える論慮は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・「現行から緩和」を行う趣旨は、主要道路の沿道で特徴的な街並みを形成している景観形成特別地区を対象とし、あくまでその沿道景観を守り・育む目的においては、主要道路に直接面していない敷地が及ぼす影響は限定的であるということ在意図しています。 ・区全域における良好な景観形成という意味においては、道路沿い以外のおんこの部分も同様に重要であると考えています。このため、今回の改正では、区全域における届出対象規模を用途地域に応じて引き下げることで、現行では届出対象となる建築物の割合が少ない住居系用途地域内も含め、区全域において偏りなくきめ細かな助言・指導を行っていくことを目指しています。 	②	P26、P46 ほか

18	第3章 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む	「表参道に面する敷地では敷地境界線から後退させる」とあるが、中途半端な後退は意味がない。むしろ、後退させずに境界線に併せることの方が美しい。どうしても後退させる必要性(歩道空間をさらに広げたいなど)があるのであれば、必要な位置に壁面線を併せるべきであるが、どのようにお考えか？	<ul style="list-style-type: none"> ・表参道では、歩道の並木や交差点部の石灯籠を「地域を象徴する景観資源」と捉えています。こうした景観資源を活かしたゆとりある景観を創出していくために、このような基準を設けています。 ・また、壁面位置の連続性への配慮については、区全域の一般基準に記載しています。 ・こうした基準をもとに、沿道建築物の配慮が連担していくことで、良好な街並みが形成されていくものであると考えています。 	②	P46
19	第3章 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む	プラチナ通り周辺に関して、例えば「端部などの主要な交差点の周辺では～」とあるが、既存建物は極めて質が低い。これに対応可能なのか？また、近い将来的には延伸することになっているが、その場合の対応策は記載しなくていいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・プラチナ通り沿道は、洗練された形態・意匠の店舗等が建ち並び、上質な街並みが形成されています。本基準は、特に通りのゲートとしての役割を担う交差点周辺において、こうした地域特性を踏まえた積極的な配慮を求めているものです。 ・将来的に道路が延伸される際には、周辺の街並みの状況を踏まえた上で、必要な対応を検討していきます。 	②	P63
20	第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する	ネットでも大きな話題となった、「泉岳寺隣接マンション」問題は本改訂が間に合えば対処できたのか？最低限、高さの絶対値制限は必要だが、さらに、寺院等の高さ以下にする等の措置が無ければ意味が対処できないのではと思われるが、どのようにお考えか？	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画では、形態意匠については法に基づく変更命令や罰則の適用が可能ですが、強制力をもった高さ規制を行うことには限界があります。このため、ご指摘のような高さの絶対値制限を設けるためには、地区計画等の都市計画制度を活用する必要があると考えています。 ・歴史的建造物周辺に係る改正の趣旨は、歴史的建造物周辺の建築計画が景観上大きな影響を与える事例もあることを踏まえ、歴史的建造物周辺の届出対象規模を引き下げること、まずはこうした建築計画を景観協議の対象とし、かつ景観形成基準を拡充することで、計画上可能な配慮を求めていくものです。 	⑤	P119 ～ P121 、 P128 ～ P129

21	第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する	<p>歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺の景観形成基準で、色彩について「浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区の色彩基準との適合したものとする」ことが求められている。</p> <p>浜離宮・芝離宮庭園形成特別地区の色彩基準は、地区内のふたつの庭園が、都心部では貴重な解放感を得られる空間であり、江戸時代からの魅力的な歴史的な景観資源であることから、庭園とその背景を含めた眺望を保全するために、庭園の緑から突出しない明度や彩度の色彩を用いることとされている。</p> <p>このような状況を踏まえると、港区内の全ての歴史的建造物に対して、浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区と同じ色彩基準を一律に求めるのではなく、個別案件ごとに検討し、基準を弾力的に運用すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・素案では、歴史的建造物周辺において、歴史的景観の積極的な形成・保全等を誘導するため、アクセント色が原則不可となるなど一般地域よりも厳しい色彩基準を適用することとしていました。 ・各歴史的建造物の特性や敷地状況によっては、一律な色彩基準の適用がなじまないケースも考えられます。このため、区全域の色彩基準をベースとした上で、個々の状況に応じ、歴史的建造物との調和が図られる範囲内において適切な色彩を誘導していきます。 	①	P120
22	第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する	<p>全般的に定性的内容であるのに対して、東京タワーの象徴的な景観に影響を与える区域がかなり定量的に設定されており、改定素案全体を通してバランスを欠いていると思われるため、他区域と基準適用の平仄を合わせるようご検討をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京タワーについては、区内の広範にわたり望見することができるため、特に影響を与える範囲の考え方を示す必要があると考えています。 ・なお、30°及び1.2kmの数値については、人間工学等の見地から区域設定の参考とした数値です。景観上の影響については、当該数値によって一律的に判断するものではなく、個々の建築計画にあたり、シミュレーションをしていただいた上で確認をすることとなります。このため、誤解が生じないよう区域図の記載方法を修正します。 	①	P122～123
23	第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する	<p>東京タワーの景観形成基準に「象徴的な景観を阻害することのないよう」という記載があるが、「阻害がない」とはどのようなものか例示してほしい。</p> <p>また、「東京タワーの象徴的な景観に影響を与える区域」を決める、主要な眺望点A～Eの詳細位置を示してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「高さ・規模」については、例えば東京タワーを含む調和のとれたスカイラインの形成などに配慮することが考えられます。こうした例示を景観形成基準に追記します。なお、その他の項目については、例示を記載した内容となっています。 ・東京タワーの主要な眺望点については、詳細な位置を記載します。 	①	P122～P125

24	第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する	<p>今回改定では、より効果的な指導・助言を通して、景観計画が示すあり様の実効性が高められるように、景観形成基準の拡充が図られています。中でも、港区全域におけるランドマークとして尊重する東京タワーに対しては、周囲に眺望点が設けられ、メルテンスの法則などにもとづいて、「象徴的な景観に影響を与える区域」が設定されています。</p> <p>当該適用区域内の建築物は基準適合のため、たとえば、建物高さを高くして見附幅を狭めるなど、近景に配慮したファサードデザインによる対応にとどまらず、建物形状による一歩踏み込んだ対応が必要ということでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京タワー周辺については、「形態・意匠・色彩」のほか、「配置」や「高さ・規模」等についても景観形成基準を設け、配慮を求めています。 ・配慮の内容については、東京タワーの象徴的な絵姿の保全の観点から、個々の建築計画に応じ、景観アドバイザーの助言を受けた上で、適切な助言・指導を行っていきます。 	⑤	P122～ P125
25	第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する	<p>【芝公園の拡大を!!!】</p> <p>エッフェル塔のように、東京タワーの四方周囲を芝生などの緑あふれる景観を創出し、現在のコンクリートジャングルに埋没しかけている東京タワーの存在感を復活させるべきだと思います！</p> <p>東京タワーの周囲にある建物が東京タワーのシンボリック性を薄れさせていると感じます。</p> <p>ぜひ、ご検討よろしくお願ひします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京タワーについては、規模が突出し、区内の広範にわたり望見することができるなど、他の歴史的建造物と性質が大きく異なります。このため、景観計画（素案）では、特に近景での象徴的な景観を保全することを目的として、景観形成基準及び適用区域を独自に設定しています。 ・上記景観形成基準に基づき、東京タワー周辺での建築計画に対して、東京タワーの象徴的な景観への配慮を求めています。 	②	P122 ～ 125
26	第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する	<p>お台場から東京タワー方面を望む眺望は、観光客をはじめ、多くの方から親しまれているかと思ひます。しかし、最近建設された建物により、お台場海浜公園駅から東京タワーの全景が見えなくなりました。</p> <p>とても残念で、事前に何とかできなかったのかと思うと同時に、今後はこのようなことがないように、この素晴らしい景観を守ってほしいと思ひました。</p> <p>素案には、お台場から見える眺望に関する取り決めがありませんでしたがどのようにお考えでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京タワーは、その他の歴史的建造物と比較して規模が突出していることから、区内の広範にわたり望見することができます。このため、ご指摘いただいたお台場を含め、地域ごとに親しまれている眺望点が無数に存在しているものと考えています。 ・このため、港区全域のランドマークとして尊重しつつも、遠景を含めた全ての眺望点から東京タワーへの見通しを保全することは現実的ではなく、特に近景での象徴的な絵姿に対して周辺建築物の配慮を誘導するこ 	⑤	P122 ～ 125

			とが効果的であると考え、素案に示す 5 つの眺望点を選定し、眺望景観の更なる保全・育成に取り組んでいくこととしています。		
27	その他	ビル建設等に伴う歩道の特殊な舗装（煉瓦様、白いタイル様など）に対して、後日道路掘削工事が行われた場合、同一資材による路面の被覆が行われない場合が多く、極めてみすばらしい。最初の舗装時に、将来安価に同一のものを確保しやすい資材を使うよう、また、後日の掘削工事で景観に配慮した周囲と同一の被覆を行うよう定めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> 道路を掘削する際には、工事前と同様に、原形復旧するよう指導しています。しかしながら、工事が長期間に及ぶ場合など、一時的に仮の状態で復旧することがありますが、その際はご理解いただきますようお願いいたします。 道路舗装にあたっては、将来的な安定的確保や周辺の街並みとの調和を意識し、インターロッキング等の舗装材の選定を行ってまいります。 	③	—
28	その他	近年の再開発において、公共の歩道へ明度の高い舗装がなされる場合が多い。見た目を重視した物と思われるが、夏場、日差しが強い場合に歩行者の目くらましになって安全性が損なわれる、または日に焼けやすくなるなどデメリットもおおく、さらに項番1の原因にも繋がるため、安易な使用許可を控えるべきに思う。		③	
29	その他	日頃、三田通り等の歩道の街路樹を美しくしたいと考えている者です。花も植えた通りにしたいと。(草も生えたまま) 以前、千代田区から新宿区に移ったとき、紙のゴミはあるわ、中央線をわたったとたんきたないのにおどろきました。20年たった今、区の新宿通りは、ボランティアの力もかりてか(私が提案、採用)美しい通りになりましたし、歴史的な玉川上水の終着を記念した小公園と、それを記した石碑もたちました。気持一つだと思っております。オリンピックはいい契機だと思われれます。	<ul style="list-style-type: none"> 道路空間の美化は、区としても2020年に開催する東京オリンピックに向けて取り組むべきことと考えています。 現在、区が管理する道路では、道路清掃や歩道内の街路樹管理、街路樹柵への花の植え付けなど、業務委託や地域の方々の協力を受けながら維持管理をしています。 三田通りは、東京都が管理する道路のため、ご意見の内容を東京都にお伝えします。 	③	—
30	その他	青山通り周辺景観形成特別地区では、青山通りに二つの歩道橋が設置されています。 歩道橋は、景観を破壊しているばかりでなく、高齢者をはじめとして歩行者にとって全く益のない設備です。歩道橋を撤去し	<ul style="list-style-type: none"> 歩道橋につきましては、道路と立体的に分離することにより歩行者の安全を確保するために整備されてきました。通学路に指定されていないことや、利用者が著しく少なくなっていること、老朽化していることなど 	③	—

		て、必要な場合は横断歩道を設けて下さい。 青山通りばかりでなく、港区、東京都全体で安易に作られてきて、歩行者の通行を阻害し、醜い歩道橋を全て撤廃してほしい。	の条件に合致し、役割を終えたと考えられるものに限 り、順次撤去していくこととなります。また、安全で 快適な歩行空間として新たに歩道橋や歩行者デッキを 設ける必要がある場合には、バリアフリーを確保した 上で、景観に配慮したものにしてまいります。		
31	その他	○歩道橋の廃止 高度成長期時代の遺産です。	<ul style="list-style-type: none"> 青山通りについては、道路管理者の国にご意見を伝えるとともに、都道を所管している東京都や交通管理者とも連携して、地域の歩道橋のあり方を検討してまいります。 	③	—
32	その他	<p>青山通りの青山一丁目交差点から表参道交差点まで及び神宮銀杏並木は、景観重要公共施設に位置付けられており、青山通り景観整備事業として工事がスタートしていると報告を受けている。青山通り景観整備事業については、長年にわたり青山地区の方々と検討され、青山通り道路景観維持プログラム協定の締結に至ったことも伺っている。</p> <p>この事業を見ると「青山一丁目交差点から赤坂見附陸橋まで」はその計画に入っておらず、下記事由により当該地域を事業に追加していただきたい。</p> <p>①2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の聖火を1964年の東京大会時にも通った青山通りを通していただく運動を行っており、江戸時代からの歴史的文化遺産である赤坂氷川山車九本と宮神輿及び各町会神輿十六基を青山通りに揃えお迎えしたいと検討している。赤坂御所前の青山通りに山車及び神輿が並ぶことにより、世界中の方々から赤坂ひいては東京が歴史・文化のあるまちということを再認識頂く良い機会となるためにも、赤坂見附陸橋から表参道交差点までの青山通りの景観の統一化が必要である。</p> <p>②私どもは赤坂のまちの活性化を進めるため、新しく「赤坂新</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青山通りの景観整備については、国土交通省東京国道事務所が平成15年度から地域の代表や有識者を中心とする委員会・設計会議を開催し、検討を重ねてきました。現在、その会議での方針に基づき、東京国道事務所が整備を進めています。また、港区内の青山通りの将来にわたる景観の維持に向けて、港区青山通り協議会、東京国道事務所及び港区で道路景観維持プログラム協定を締結し、地元で歩道の清掃や緑化維持などの活動が行われています。 ご意見については、青山通り景観整備事業を所管する国土交通省東京国道事務所に申し入れます。 	④	P113

		活性化プロジェクト」を発足し、検討を開始しました。オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に国内外から大勢の観光客等が赤坂の地を訪れます。その際に赤坂のまちをきれいにしていくことが大きなテーマと考え、赤坂から青山にかけて、青山通りを統一的に景観整備形成することは重要な課題です。			
33	その他	<p>○日影や緑陰の必要性</p> <p>歩道を歩いている、隠れるところがなく日影の必要性を強く感じました。ミストシャワーがいい感じでした。</p> <p>(例) 神楽坂の商店街は、影になる方の歩道に、ミストシャワーを着いていて、気持ちがいいです。</p> <p>歩道の道路側にある高い樹木は、広葉樹の裾が少し広がる感じのものや耐火樹にすることで建物と樹木の両側どちらかに、影ができて日差しを避けながら歩道を歩けるのでは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹は都市の景観にうるおいを与えると同時に、緑陰をつくるだけでなく道路舗装の蓄熱防止や葉の蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化など、さまざまな働きを持っており、歩行者に対して快適な空間を提供しています。区では、できる限り街路樹の効用が発揮できるよう、街路樹の整備や維持管理を実施しています。今後も、緑陰の形成など街路樹の効用が発揮できるよう、道路空間やその道路の街路樹に求められている機能に適した樹種を選定するなど整備を行うとともに、適切な維持管理を行い、道路緑化の推進を図ります。 	③	—
34	その他	<p>○温暖化対策</p> <p>二酸化炭素を少なくするために、手っ取り早い緑化が必須ですが、緑を増やすことで仕事のない人や生活保護の人に、お仕事が増えます。土をいじることで、心穏やかにもなります。</p> <p>水冷式エアコンの普及、大型建造物にしか通常は使われませんが、とりあえず水冷式を推進して都市圏全ビルを水冷式に切り替えれば相当な効果がある気がします。これに伴い雇用も増加するでしょう。新たな技術の発展につながるかもしれません。温度の差が大きければ発電も可能です。(海水温差発電) というのがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化につきましては、良好な景観形成においても重要なものであり、景観計画で効果的な緑化の誘導を図っています。 ・地球温暖化対策に有効な技術は日々進歩していますが、実際の普及には、さまざま面からの検証が必要です。ビルの空調設備（エアコン）に関しては、水冷式のみを設置を推進することは考えておりませんが、「港区民間建築物低炭素化促進制度」に基づき、区内に一定規模の建築物を建築する際に、空調設備を含めた建築物の設備類に関して、環境性能の高いものを導入するよう誘導しています。 <p>また、区有施設に関しては、「港区区有施設環境配慮ガ</p>	③	—

			<p>イドライン」を定め、太陽光発電システムをはじめとした再生可能エネルギーの積極的かつ効果的な活用に取り組んでおります。平成26年に開設したみなとパーク芝浦においては、地下トンネル水の温度差をヒートポンプで取り出し、空調に利用するとともに、発電の際に発生する熱を有効利用するコージェネレーションシステムやエネルギーを効率的に管理・制御するためのスマートエネルギーネットワークなど、最新の技術を導入し、二酸化炭素の排出削減に取り組んでいます。</p>		
35	その他	<p>○歩道に保水性透水・保水セラミック多孔質構造ブロック・透水性舗装材の必要性</p> <p>車椅子やベビーカーでの走行時にも継ぎ目の不快な振動を軽減するもの。雨水が地中に浸透することにより樹木の生長を促し、水たまりができにくく、歩行が快適になる。イタリア村に敷いてある石畳がすてき！</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区は、これまでも歩行性の改善などの利点から、透水性舗装を進めてまいりました。また、最近ではヒートアイランド現象の緩和の一環として、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装や保水性舗装の整備も推進しています。今後も道路の整備にあわせて、計画的に事業を進めてまいります。 	③	—
36	その他	<p>目の悪い人には、階段を降りる時、色がみえにくいようです。どんな色がいいかは、わかりませんが、階段のフチの線がもう少し細い方がいいように思います。</p> <p>(例) 大理石ですが、有楽町駅前の地下に降りていく階段。横板より縦板が伸びて階段を作っている。色の濃淡がはっきりしていて、いいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多数の方が利用する建築物や公共交通施設などの階段につきましては、東京都福祉のまちづくり条例において、踏面の端部とその周囲の部分との色の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとするよう整備基準が定められています。 当該条例に基づき、民間建築物等への指導や公共施設整備を進めてまいります。 	③	—

37	その他	<p>最近、街区表示板がないところが多くて、困ります。できれば、住所の下に<>などの記号を入れることでどちらに行くと数字が大きくなるかがわかると嬉しいです。特に、ブロックの角には、街区表示板をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・街区表示板については、建物の所有者の承諾を得て各街区の建物の角に貼付していますが、新築等の場合、建物の所有者の承諾を得られないのが実状です。 ・また、10年ごとに各地区の街区表示板の貼替を行ってその都度依頼をしております。 ・街区表示板のほか、区内207箇所に(東京都設置分57箇所含む)「観光・街区案内標識」を設置しています。設置場所を中心に概ね1km四方の地図情報を掲示した案内標識で、幹線道路などの主要な道路やその交差点、観光スポットやJR、地下鉄の駅出入口付近などに設置をしています。区民や来街者が安全に安心して、目的地から目的地へスムーズに移動ができるよう、多言語化やピクトグラムなど掲載内容の充実や案内標識の増設を検討するなど整備を進めてまいります。 	③	—
38	その他	<p>○ 歩車分離信号機</p> <p>交通信号機がかわる横断歩道をわたっている歩行者が右折や左折する車の事故にあうのを防ぐ。歩行者を守るには、歩行者が横断歩道をわたっているときは、車が交差点に入れないようにするしかない。このように、歩行者と車が交差点の中にいっしょに入れないようにするには、歩行者が横断したあとに右折車や左折車を通す「歩車分離信号機」イギリスでは、歩行者と車と一緒に通す今の日本のような信号機だが、右折車や左折車による事故を防ぐために、横断歩道を日本よりも交差点から離して作っている。また、信号機のない交差点でも、ドライバーが注意するように黄色の点滅ランプがついているという。ドイツでは歩行者の安全のために、日本よりも押しボタン式の信号機が多い。ヨーロッパやアメリカでは、日本より車専用の高速道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩車分離信号機の設置については、警察が交差点における歩行者事故の発生状況や地域住民からの意見・要望等を勘案し、港区内においても随時整備を進めています。 	⑦	—

		<p>路が整備されている。</p> <p>右左折車による横断歩行者の死傷者数が増えている。どんなに注意しても道路条件や交通システムを改善しないかぎり、「同じパターンミスによる事故は同程度の割合で発生する」という統計があります。「ほかの分野では、人為的ミスを防ぐシステムの導入に熱心なのに、交通事故に限って『お互いに注意して事故を防ぎましょう』という考え方そのものがおかしい」と長谷智喜さん。</p> <p>(例) 西馬込駅前の交差点</p> <p>渡ってみると、新鮮で、ストレスがありません。多少の渋滞より、人の命。そのうち慣れます。</p>			
39	その他	<p>○面接について</p> <p>この間の面接は、とてももったいない面接でした。たくさんの方がこられた時に、1時間でも、その場でテーマに沿って会議をしたら良かったのでは？ 抽象的な質問での面接では、本質的なものを引き出せません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 港区景観審議会の区民委員面接につきましては、募集定員3名の枠に対し、多くの方からご応募をいただき、ありがとうございました。 今回の選考にあたっては、書類のみで選考を行うのではなく、応募者全員を対象として、お一人お一人から応募用紙に書ききれなかった思いをお聞かせいただいた上で、3名の方を選出させていただきました。 今後とも、応募の内容や応募者数の状況等を踏まえて、適切な選考方法を選択してまいります。 	⑦	—